

鹿児島交通株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請に係る審議（2回目）

1. 日 時

令和4年7月5日（火） 10:35～11:05

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

牧満（会長）、和田貴志（会長代理）

河野康子、山田攝子、二村真理子、三浦大介

<国土交通省>

自動車局：旅客課佐藤課長補佐ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 渡眞利、佐藤雅、宮田、本間、佐藤由紀

4. 議事概要

- 自動車局から、第1回の審議における委員から質問があった事項について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① パブリックコメントの意見を見ると、路線維持に対しての要望が強いことが感じられる。事業者だけの問題とはせずに、地域として住民の足をどのように確保していくかについて、自治体を交えた議論が必要。
 - ② また、同じくパブリックコメントでは従業員の接客態度についての意見も多くみられるところであり、そういった点については従業員教育の徹底について事業者が改めて求めていくことが必要。
等について、意見・質問があった。
- これに対し、自動車局からは、
 - ① ご指摘の点は重要な観点であると認識している。
 - ② 承知した。
等の回答があった。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。